

旦ノ上地区説明会で出された質問に対する回答

項目No.	質問内容(Q) および 回答(A)														
Q①	この事業に関し、佐世保市や長崎県がまず住民に対し説明を行うべきではないのか。														
Q②	九電工は、佐世保市と今回の事業について話はしているのか。														
A	今回の事業について、島民の生活に多大なる影響を及ぼすことから行政にも積極的に関わって欲しいというご意見とあります。ただ事業説明については事業者の責務であり、我々が主体となってやるべきものであると考えております。なお説明会の内容につきましては、佐世保市には都度報告しており、その中で併せて島民の要望など行政に関わることについては要望もしております。県や市からは側面から様々な点でご協力をいただいているところです。														
Q③	長崎県と佐世保市は事業者に対して、住民合意とるような指示はなかったのか。														
A	林地開発関係の許認可手続きなど、必要な場合には該当地区の同意状況について、都度確認をされています。														
Q④	事業者は、この事業に対し、住民の合意を得ていると考えているのか。														
A	地権者をはじめ、事業に対して推進の立場を取っていただいている方もいる一方で、事業に対してご意見をいただいている方もいらっしゃることは認識しております。事業者としては、今後も多くの島民の皆様にも事業をご理解していただけるよう、引き続き、努力していく所存です。														
Q⑤	もう既に海底ケーブル工事を行っており、地権者へ借地料も支払っている。住民の合意を得られないまま着工しているのか。														
A	海底ケーブル工事をはじめ、現時点で工事は全く行っておりません。地権者の皆様に対しましては、工事着工はしていませんが、借地料相当を協力金としてお支払いさせていただきました。各地区の説明会にて事業をご説明させていただいた上で、運動公園の維持管理の必要性もありますので、草刈り、伐採等の準備作業を始めさせていただきたいと考えています。														
Q⑥	今回の大規模開発において、どのような法律、条例に基づいて計画を進めようとしているのか。その法律名と県の条例を明らかにしたい。														
A	本事業に関わる法令等につきましては以下のとおりであります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th><th>各種法令関係</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■再生可能エネルギー法</td><td>経済産業省令 第84号</td></tr> <tr> <td>■土地利用規制関係</td><td>農地法 第3条・第5条・第13条 農業振興地域の整備に関する法律 海上交通安全法 第30条、第31条 港則法 第31条、37条 海岸法 第8条</td></tr> <tr> <td>■海域(土地)利用規制関係</td><td>港湾法 第37条1項 漁港漁場整備法 漁港管理条例 第12条 漁港漁場整備法 第39条 第1項 漁業法</td></tr> <tr> <td>■環境保全規制関係</td><td>景観法 第16条 森林法 第8条の8第1項、第9条、第10条の2・8、第27条 文化財保護法 第92～108条 他 長崎県文化財保護条例 自然公園法</td></tr> <tr> <td>■公害防止規制関係</td><td>土壌汚染対策法 第4条 騒音規制法、振動規正法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行例産業廃棄物(第2条) 河川法 第24条、第26条</td></tr> <tr> <td>■設備設置関係</td><td>電気事業法 第48条第1項 電気事業法 施工規則 第65・66条 都市計画法(開発行為) 建築基準法第6条 消防法 水道法 第15・43条 道路法</td></tr> </tbody> </table>	内容	各種法令関係	■再生可能エネルギー法	経済産業省令 第84号	■土地利用規制関係	農地法 第3条・第5条・第13条 農業振興地域の整備に関する法律 海上交通安全法 第30条、第31条 港則法 第31条、37条 海岸法 第8条	■海域(土地)利用規制関係	港湾法 第37条1項 漁港漁場整備法 漁港管理条例 第12条 漁港漁場整備法 第39条 第1項 漁業法	■環境保全規制関係	景観法 第16条 森林法 第8条の8第1項、第9条、第10条の2・8、第27条 文化財保護法 第92～108条 他 長崎県文化財保護条例 自然公園法	■公害防止規制関係	土壌汚染対策法 第4条 騒音規制法、振動規正法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行例産業廃棄物(第2条) 河川法 第24条、第26条	■設備設置関係	電気事業法 第48条第1項 電気事業法 施工規則 第65・66条 都市計画法(開発行為) 建築基準法第6条 消防法 水道法 第15・43条 道路法
内容	各種法令関係														
■再生可能エネルギー法	経済産業省令 第84号														
■土地利用規制関係	農地法 第3条・第5条・第13条 農業振興地域の整備に関する法律 海上交通安全法 第30条、第31条 港則法 第31条、37条 海岸法 第8条														
■海域(土地)利用規制関係	港湾法 第37条1項 漁港漁場整備法 漁港管理条例 第12条 漁港漁場整備法 第39条 第1項 漁業法														
■環境保全規制関係	景観法 第16条 森林法 第8条の8第1項、第9条、第10条の2・8、第27条 文化財保護法 第92～108条 他 長崎県文化財保護条例 自然公園法														
■公害防止規制関係	土壌汚染対策法 第4条 騒音規制法、振動規正法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行例産業廃棄物(第2条) 河川法 第24条、第26条														
■設備設置関係	電気事業法 第48条第1項 電気事業法 施工規則 第65・66条 都市計画法(開発行為) 建築基準法第6条 消防法 水道法 第15・43条 道路法														
Q⑦	その法律や県の条例の中で、住民合意はどのように位置づけられているのか。														
A	許認可に於いて、申請項目になっているものもあります。														
Q⑧	事業者は、宇久島の人口予測について、どのように想定しているのか。														
A	事業者独自で人口予測を想定していませんが、これまでの宇久島における人口減少傾向を鑑みずと、このままの現状で行けば、さらに減少傾向が加速し、20年後には現在よりも大幅に人口が減るものと考えています。														
Q⑨	地権者との契約をされているはずですが、契約者は何人で、その後の延長は何人になるのか。														
A	地権者は全体で936名ですが、契約期間35年の終了後につきましては現時点で想定できませんのでご理解ください。														
Q⑩	以前、総事業費は一千億円と聞いたが、この発電収入がプラスになるのは何年後と想定しているのか。														
Q⑪	この事業がフル稼働した場合、九電工の年間収入はどの程度なのか。														
A	本事業の総事業費は約1800億円であります。収支想定および事業収入等につきましては、他の事業関係者との利害関係もあり、公表できないことをご理解ください。														

項目No.	質問内容(Q) および 回答(A)
Q12	今回ソーラーパネルを島に張り詰めた場合、農地の何割くらいを地権者から借り、パネルを設置する計画か。
A	借りている土地の内、農地の割合は4割ほどで、農地のうち一般型5割、営農型3割、その他2割という計画です。
Q13	事業者として、今後の宇久島の観光業についてどう考えているのか。
A	観光業は、宇久島にとって最も重要な産業の一つだと考えています。島の将来を見据え、この事業を通じて支援させていただきたいと考えています。
Q14	作業員は何人の予定か。全て単身赴任の予定か。
A	現時点では、総合公園に1100名程度の宿舎を準備しますが、時期によって作業員数は変動します。ピーク時では、宿舎の収容人数を超える可能性もありますが、そうした場合は本土から搬送することも検討しています。作業員について、妻帯者がどの程度になるかわかりませんが、単身赴任者がほとんどだと考えています。
Q15	外国人労働者は何割程度を雇用する計画か。
A	以前説明したような計画的に多くの外国人を採用することはしません。一部で下請業者が作業員として外国人を採用するケースがあるかもしれませんが、全体として1割にも満たないものと想定しています。
Q16	作業員は、土・日・祝日は休みなのか。休日は何処で過ごすのか。ゴールデンウィークや盆休み、年末年始は帰省するのか。その場合の作業員の移動方法はどうか。ゴミの処理、下水道処理は独自に処理し、迷惑はかけないといったが再度確認したい。
A	作業員の労働形態は、労働基準法で定められている通り、土・日・祝日は休日となりますが、工事の進捗状況により休日作業をする可能性もあります。休日には帰省する者や島内で余暇を取る者など様々だと思いますが、宿舎には警備員を配置し、門限も22時と設定していますので、さらに宿舎内と出入口における防犯カメラ設置など、休日においても作業員の管理を徹底していきます。
Q17	一ヶ月間の作業員宿舎の水道水の消費量はどの程度か。
A	あくまでも作業員宿舎が満室になった場合(ピーク時)の想定になりますが、一日300㎡、一ヶ月間で約9000㎡を想定しています。
Q18	作業員のケガや病気、あるいは慢性疾患の薬は、宇久診療所で対応しようとしているのか。もしそうであれば、混雑で島民に迷惑が掛からない保証はあるのか。
Q19	現在、宇久診療所は医師二人体制だが、大量の作業員が入ってきた場合の医療体制はどう考えているのか。宇久診療所との連携についてもお尋ねしたい。
A	作業員宿舎内には保健室を設置(保健師配置)し、体調不良等の作業員への初期対応を行い、医師の診断が必要な場合、一次対応を宇久診療所をお願いしていますが、その後の対応が必要な場合、佐世保市内の病院に搬送します。また持病のある作業員については、島外のかかりつけの病院で診察するよう徹底します。佐世保市内の医師と産業医契約を行っており、定期的な巡回による健康指導を行います。また健康診断は島外の病院で受診させます。以上の内容については、宇久診療所とも協議をさせていただいております。
Q19	入島する際、PCR検査を実施するとあったが、休日に帰省した場合、島に戻る場合は、再度、検査を実施するのか。
A	県をまたぐ帰省をした場合、島に戻る場合は、再度、検査を実施します。
Q20	作業員がコロナに感染した場合、島からの搬送体制はどう考えているのか。
Q21	コロナに感染した場合、島民との接触をどう遮断するのか。
A	コロナ対策について、入島する場合は、佐世保市においてコロナ検査を実施し、陰性が証明された者のみ入島をさせます。入島後、体調に異常の出た場合は直ちにチャーター船で、島民と接触しないように佐世保の病院に搬送させるようにします。
Q22	コロナ感染者が出た場合、作業は全面的に休業するのか。
A	万が一、感染者が発生した場合は、作業は全て一旦止め、消毒等必要な措置を講じることとします。
Q23	独自の診療所を持った方がよいと考えるが、法的に独自の医療機関を設置する義務はないのか。
A	医療機関を設置する場合は、医師や看護師の確保、国への許認可、施設の完備など多くの調整が必要なことから、独自の医療機関を設置することは計画していません。但し、労働安全衛生法に基づく産業医の配置等は実施します。
Q24	島民とのトラブルや犯罪が起きた場合、佐世保市や自治協議会に届出をするような仕組みが作られているのか。
A	「宇久島太陽光発電事業に係る安全防犯等協議会」という会議体を地元の関係団体や行政、学校関係の方々と設立させていただき、安全・防犯に対する取り組みを協議する仕組みを構築しています。万が一、トラブルや犯罪が発生した場合は、直ちに行政や自治協議会に報告を行い、再発防止策を協議会で確認させていただくこととします。
Q25	山間部での伐採工事等で発生した泥や泥水で島の沿岸部を汚さないのか。
A	工事期間中、しがらみや沈砂池、調整池を計画的に配置することで、伐採工事等で発生した泥や泥水が流れないように対策を講じます。また工事終了後も調整池は残し、維持することとします。なお現在も大雨時には沿岸部が濁っている状況がありますが、工事によって、これ以上ひどくならないよう努力してまいります。
Q26	佐世保市と長崎県と事業者がしっかりと連携し、住民に歓迎されるような事業を進めて欲しい。
A	事業者としましても、県や市と十分に連携させていただき、皆様に歓迎される事業を実現できるよう努力してまいります。